平成 23 年度内閣府税制改正に関する要望内容

要望者名(部署名・担当者名も)	特定非営利活動法人 NPO 事業サポートセンター、 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、および 公益財団法人公益法人協会、同公益法人税制委員会 （担当部署：公益法人税制委員会事務局・星田寛、同・長沼良行）
住所(所在地)	代表連絡先：公益財団法人公益法人協会（理事長・太田達男） 〒112-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
電話番号	03-3945-1017
メールアドレス	naganuma@kohokyo.or.jp
職業(団体不要)	―

【１．信託制度を活用した財産寄附税制の創設】

要望項目名	ストック財産を公益団体に寄附する場合の支援税制として、信託制度を活用した税制上の適格要件を満たす(仮称)「特定寄附信託」について、所得税及び相続税等に関し支援措置を講じることを要望します。 なお、「特定寄附信託」の制度設計並びに税制上の適格要件及び支援措置については、様々な選択肢がありうるため、政府におかれては平成 23 年度税制改正に向けて、別途有識者による研究会を立ち上げるよう併せて要望します。
種別	☐１．新しい税制措置に係るもの ☑２．既存の税制の拡充や延長に係るもの
要望税目 (関係法令条項)	所得税、地方税、贈与税、相続税 （所得税法 9 条、78 条、租税特別措置法 40 条及び 70 条）
要望内容の詳細	**１）「特定寄附信託」構想の概要** 「特定寄附信託」は「特定寄附信託(元本等寄附型)」及び「特定寄附信託(収益等寄附型)」の二つから成ります。 **ｉ「特定寄附信託(元本等寄附型)」** 委託者又は委託者の指定する個人(以下個人等といいます)の生存中（または一定期間、以下信託期間といいます)、信託財産の収益(又は一定率、以下収益等といいます)は個人等に交付され、信託期間終了後残余財産を税法で定める一定の公益法人等(公益法人、認定特定非営利活動法人、その他公益性が高いとして税法で定める法人、以下公益法人等といいます)に帰属させます。 信託設定後、収益等を受益する個人等の変更を除き信託契約の取消し、変更は不能とします。ただし、帰属権利者として指定した公益法人等を税法で定める一定の公益法人等に該当する他の公益法人に限り変更することができます。

	【特定寄附信託（元本等寄附型）の仕組み】 イ 個人である委託者は受託者と信託契約を締結して信託財産として所有の財産を譲与する ロ 受託者は信託契約に定める信託期間において指定された個人である収益等受益者に対して所定の収益等を交付する ハ 委託者の死亡又は信託期間満了により信託が終了したときは残余財産を信託契約に定める委託者が予め指定した公益法人等に交付する **ⅱ「特定寄附信託(収益等寄附型)」** 信託期間中信託財産の収益等は公益法人等に交付され、信託期間終了後、委託者又は委託者の指定する個人等に残余財産を帰属させます。 つまり、(元本等寄附型）の逆の仕組みとなります。 信託設定後、帰属権利者である個人等の変更を除き信託契約の取消し、変更は不能とします。ただし、指定した公益法人等を税法で定める一定の公益法人等に該当する他の公益法人に限り変更することができます。 **【特定寄附信託(収益等寄附型)の仕組み】** イ 個人である委託者は受託者と信託契約を締結して信託財産として所有の財産を譲与する ロ 受託者は信託契約に定める信託期間において指定された公益法人等である収益等受益者に対して所定の収益等を交付する ハ 委託者の死亡又は信託期間満了により信託が終了したときは残余財産を信託契約に定める委託者が予め指定した相続人等の個人に交付する **２）税制上の支援措置の概要（試案）** 税法において、１）に記した仕組みが確実に履行されるために必要な適格要件を定め、この適格要件のすべてを充足する信託について次のような一定の税制支援措置を講ずることを希望します。 **ⅰ「特定寄附信託(元本等寄附型)」について** （１）委託者に対する所得税、住民税の寄附金税制の適用及び繰越控除制度を創設すること 信託設定する財産額のうち公益法人等へ移転する残余財産の現在価値相当額を委託者の寄附金控除/寄附金税額控除の適用対象とする。加えて、５年間の繰越控除制度を創設する。 （２）委託者に対するみなし譲渡所得課税を非課税とすること 最初に信託財産として委託者の出捐する財産が、キャピタルゲインの起因とな

	る財産であっても、みなし譲渡所得税を非課税とする。 （３）信託財産にかかわる所得は非課税とすること 信託財産の収益等の受益者は個人であるが、信託内で生ずる収入・費用は政策的見地から帰属権利者である公益法人等に帰属するものとして取り扱う。 （４）収益等の受益者が委託者である場合における毎年の配当金は非課税所得とすること 収益等の受益者が委託者である場合は、自らが出捐した元本からの返還部分とも考えられ、委託者の所得を構成しないとするが適切である。また、収益等の受益者が委託者以外の者である場合であっても、政策的見地から一定の優遇措置が講じられるよう希望します。 **ⅱ「特定寄附信託（収益等寄附型）」について** （１）委託者に対する所得税、住民税の寄附金税制の適用 収益等の受益者である公益法人等が信託期間中受益する金額の信託設定時における現在価値に相当する金額について、委託者に寄附金税制を適用すること。 （または、収益等の受益者である公益団体に対し毎年交付する金額について、委託者に毎年度寄附金税制を適用することも考えられる） （２）信託財産にかかわる所得は非課税とすること 　信託財産の帰属権利者は個人等ではあるが、信託内で生ずる収入・費用は政策的見地から収益等の受益者である公益法人等に帰属するものとして取り扱う。 　なお、受け入れる財産が不動産、株式などの場合、それを信託財産として運用するときは、上記に述べた制度の濫用を回避すること、及びその信託目的に照らして安定的な運用が求められることから、適時に換価処分し国債・地方債を中心に運用するものとします。
措置を必要とする期間	恒久措置を希望します。
要望理由（必要性・妥当性）	「新公益法人制度の着実な推進」及び「市民活動支援税制の普及など市民活動の促進」の観点から、また今日の高齢化社会、低金利時代においては少しでも早く次世代にまた社会に還元されるよう、一層のストックからのまとまった財産の寄附が増えることが求められます。 すなわち、21 世紀日本社会において様々な社会的課題に取り組む民間公益団体の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する市民のボランタリな協力活動や資金的支援（寄附）が強く望まれています。他方、個人の資産形成が進み寄附文化の醸成を考えるとき、フローとしての所得からの寄附金のみならず、ストックからのまとまった財産の寄附も奨励支援する制度の構築が必要

	と考えます。 少子高齢化社会を迎え、また財産を残す個人の価値観の多様化が進み、単に法定相続人等に財産を残すだけではなく公益団体にも有効に使ってもらいと考える人も多くなってきています。その際、自分の生存中は生活費を得たいが死後は残余財産を寄附したい、あるいは逆に生存中は別途の収入があり財産の運用益等はあてにする必要はないのでこれを毎年寄附し、死後はその残余財産を配偶者等に残したいという希望もよく耳にします。また、寄附先が有効にその寄附を使ってくれるかどうかも寄附者の大きな関心事です。 このように多くの市民が安心して財産寄附ができるようにするためには、公益のみならず寄附者の生活にも配慮した、仕組みを作ることが有用であると考えます。 要望する「特定寄附信託」は、このような寄附者のニーズを踏まえ、寄附者・家族の生活の安定も踏まえた財産寄附の仕組みであり、あわせて信託の受託者による寄附先団体のモニタリングも活用できます。 この制度は、米国で広く活用され米国寄附文化の一翼を担っている「公益残余権信託（Charitable Remainder Trust）および「公益先行信託（Charitable Lead Trust)」に範をとり、その日本版ともいえる仕組みです。
期待される効果(税収の減収見込額)	新しい公共の仕組みの構築のためには、財政基盤を強化し公益団体を拡大させることが緊喫の課題です。市民が担う公益活動の資金面を支える機会を少しでも増やすスキームが多く求められます。 信託の機能を活用して寄附者の生活設計の明確化と社会への寄与という寄附者のニーズを踏まえたスキームにしていること、また寄附者の寄附方法として合理的な一つの選択肢が増えることから、有用なスキームとして寄附する者及びその額は増えるものと期待されます。 新しい信託の仕組みのため減収の見込みはないと考えます。 （減収見込み額　△　なし　百万円(平年度　△　なし　百万円))
その他参考となる事項	**米国における公益先行信託と公益残余権信託の現況　（未定稿）** **１　米国の公益先行信託(「CLT」)** (Charitable lead trust(IRC§170(c)、2055(a),2522(a))) **①　スキーム；** ・委託者の生前または指定期間のうち 20 年を超えない範囲の信託期間中は、公益団体は最初の受益者(income beneficiaries)として信託財産の５％以上50％未満の範囲で信託利益から毎年給付され、委託者の死亡等の信託終了後には、残余財産を指定された家族等私的な給付に充てる信託です。 ・毎年の交付先は信託証書で定められた§170 に定める適格公益団体か、共同受託者である家族が適格公益団体を指定することができます。

	② 課税の取扱い； ・２種類(Grantor、Non Grantor)があります。 ・Non Grantor の委託者の場合、慈善所得控除は設定時には一括してではなく毎年適用されます(所得として算入されずに)。信託財産から生ずる所得には課税されません。また、残余財産の帰属者に家族を指定したときは設定時の現在価値(割引価額)を基に贈与税が課されます。 **２　米国の公益残余権信託(「CRTs」)** (Charitable remainder trust(IRC § 170(c),(f)(2)(A)、501(c)(3),664(d)(1),(2)、2055(a),2522(a),(c)(2)(A)、4941(d),4945(d),4947(a)(2)(A)),7520) **① スキーム；** ・個人が委託者となる取消不能の信託です。 ・委託者は本人またはその家族を最初の受益者(income beneficiaries)として指定します。受益者の生前または指定期間のうち 20 年を超えない範囲で、income beneficiaries に対し、毎年の収益のうち一定金額(年金型)または割合(ユニトラスト型)が受託者から定期的に交付されます。 ・income beneficiaries の死亡後の次の受益者(残余権/残余財産の帰属者)として、委託者が具体的な適格公益団体を設定時に指定しまたその後に変更もできます。なお、受託者(家族の場合もあります)の裁量に任せる方法、委託者死亡後も適格公益団体に資金を提供し続けるタイプもあります。 ・年金型(annuity trust)の場合は設定時の信託正味資産価値に対する一定率か固定金額のいずれかの方法で５％以上 50％未満を、ユニトラスト型(unitrust)の場合は毎年評価する市場資産価値の５％以上 50％未満を交付しなければなりません。 ・期間終了後、適格公益団体は受託者から交付される残余財産(principal)を公益目的に使用できます。 **②　課税の取扱い；** ・信託の設定時に所得税において残余権に相当する残余財産の現在価値を慈善控除として所得控除できます(IRC§7520 に定める設定時の価値の 10％以上が残余権でなければなりません)。また、５年間の繰越控除が適用できます。 ・キャピタルゲインの起因となる財産を信託した場合でも譲渡所得課税は適用されません(信託期間中の処分にかかる所得も非課税です)。また、信託財産により生ずる所得は非課税です。 **３　統計・コメント；**

・2008 年の統計(ＩＲＳの申告書「Form5227」)

	「Form5227」の数	net income
Charitable Remainder Annuity Trusts	19,241	1,034,077 千ﾄﾞﾙ
Charitable Remainder Unitrusts	96,248	15,849,541 千ﾄﾞﾙ
Charitable Lead Trusts	6,521	2,910,252 千ﾄﾞﾙ

公益先行信託(CLT)よりも公益残余権信託(CRT)の税制が優遇されているため利用数は断然多いようです。

・公益信託と私益信託を組み合わせたものです(ただし日本のように引受け許可を要する公益信託ではありません)。

・CLT,CRT はいずれも受益権分割信託「Split Interest Trust(SIT)」といわれる信託です。

いずれも 1969 年に公益団体を支援するために創設された新しいタイプの免税信託(tax- exempt trust)です。

・SIT には毎年申告の義務が課されています(IRS がデータを公表しています(信託 226「米国フィランソロピー税制と信託制度を含むプランド・ギビングの活用」137 頁)。CLT,CRT 以外の公益信託はすべて IRS に免除申請する必要がありますが SIT は不要です。なお SIT は受益者の中に IRS の免除認定を受けた適格な慈善団体が 1 か所以上含まれている必要があります。

・遺贈寄附は通常、生前の現金寄附と比べ高額で、かつ富裕層だけでなくごく一般の方々でも気軽に利用が可能です。

【２．寄附金に係る年末調整制度の創設】

要望項目名	公益法人（公益社団・財団法人）等特定公益増進法人並びに認定特定非営利活動法人(以下これらの法人を「公益法人等」という。)に対する寄附金について、年末調整により寄附金控除が適用できる制度の創設を希望します。
種別	□１．新しい税制措置に係るもの ☑２．既存の税制の拡充や延長に係るもの
要望税目 (関係法令条項)	所得税及び地方税 （所得税法 78 条、190 条二号、地方税法）
要望内容の詳細	現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに給与所得者で確定申告を行っているのは収入が

	2,000 万円を超えるなど一部の人々に限られています。年収 2,000 万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためにはわざわざそのために確定申告を行わなければならず、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。生命保険料控除等と同様に年末調整で簡単に寄附金控除の申告ができるようになれば、寄附が日常的なものとなると同時に寄附へのインセンティブも高まるのではないかと期待されます。
措置を必要とする期間	恒久措置を希望します。
要望理由(必要性・妥当性)	わが国には寄附文化がないといわれて久しいものがありますが、この背景要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。 多くの給与所得者は年末調整で所得税を納付しています。寄附税制の適用を拡充され新しい公共を確立させ積極的に参加できるために、その特典を受ける手続きが身近にあり容易であることが求められます。フロー資金を寄附しやすいようにするための打開策の一つとして年末調整制度の創設を提案します。
期待される効果(税収の減収見込額)	小額でも、気軽に寄附税制の拡充を積極的に利用して新しい公共に参加することが期待できる。 （減収見込み額　△　なし　百万円(平年度　△　なし　百万円)）
その他参考となる事項	給与所得者 5,474 万人のうち、源泉徴収による所得税納付者 3,837 万人、年末調整者数 4,206 万人、生命保険料控除の適用者数 3,067 万人(国税庁統計 20 年分民間給与実態統計調査)

以上